

ラオスにおける Access to Justice の状況（各論 1） （地方における関連機関の実情・第 1 ルアンナムター）

J I C A 長期派遣専門家

阿讃坊 明 孝

第 1 はじめに

1 調査概要

ラオスでは、司法制度の発展に関連して、裁判などの司法手続、調停等による紛争の解決手続への市民のアクセス（Access to Justice）向上にむけての基盤の整備段階にあると言える。紛争解決に関わる多くの機関が協働して制度発展を継続していく必要があるが、いかなる点が発展に向けての課題であるのか、どのような点に外部からの情報や支援が求められているのかについて把握するには、適切な現状把握が必要である。しかしながら、ラオスにおける司法や紛争解決へのアクセスの具体的状況、特に Access to Justice 関連の各機関が現在具体的にどのような活動をしているのか、どのような状況に置かれているのか、彼らの抱える課題は何であるかなど、詳細な情報は必ずしも容易に入手することはできない。そこで、かねてから Access to Justice 向上に直接関わる現地機関、それも首都とは異なる状況に置かれている地方の現状を直接確認してみたいと考えていた。

そのような中、2022年1月～2月、私がラオスにおける J I C A 長期専門家として担当する地方での民法典普及会議開催時、ラオス司法省に調整をして頂いた結果、ラオスにおける Access to Justice の状況に関連し、複数の関連機関を視察訪問し、具体的な状況及び課題について調査をする機会を頂いた。この現実に行った調査を元に、Access to Justice に関連して地方の各機関の具体的状況について報告することが、本稿の目的である。その為、視察後の私見や考察を加えることは極力差し控え、視察で得られた客観的状況のみを伝えることとする。

2 本稿の内容

視察訪問先は以下の2県・4箇所の機関だが、記載内容と量の関係から、本稿については①及び②のルアンナムター県所在の関係機関を取り扱い、③及び④のサワンナケート県所在の機関については次稿にて報告させて頂く。

（視察先）

- ① ルアンナムター県司法局 リーガルエイドオフィス
- ② ルアンナムター県裁判所
- ③ サワンナケート県弁護士会
- ④ サワンナケート村落調停ユニット（Village Mediation Unit: VMU）

なお、本件報告は、あくまでラオス内の Access to Justice に関係しうる機関のうち一部の実情報告であるため、これをその他の地域や機関の実情に全て同じく当てはめることはできない。

また、本件報告は通訳を介した口頭での聴取結果であり、時間的制約もある中で実施され、それも限られた聴取対象者からのみの情報に基づくものであることから、回答された内容の詳細に関する正確性については保証をしかねるという点について注意されたい。

それでも、現実に Access to Justice に携わる地方の機関がいかなる状況に置かれているのかを把握するため、現地の具体的状況や彼らの苦労を伝えることはできると考えており、ラオスの司法制度の実情の一端を把握する助けとなれば幸いである。

第2 ルアンナムター県概要¹

本稿の報告対象となる機関があるルアンナムター県の概要は、以下の通りである。当該機関の置かれている状況の実質的理解に繋がるため、調査対象の所在地の概要を記載する。

- 1 人口 およそ19万人（2017）
- 2 面積 9325 km²（青森、山形、鹿児島県と同程度）
- 3 位置 ラオスの北西端。ミャンマー及び中国の国境と接している。中国とラオスを繋ぐ主要な交易ルート上にある。^{2 3}

¹ knoema 「World Data Atlas 『Louang Namtha』」

(<https://jp.knoema.com/atlas/> ラオス人民民主共和国 /Louang-Namtha, 2022年10月18日最終閲覧)

² 堀内孝 「Earth Gallery Vol.117 ラオス人民民主共和国」 Mundi 30頁-35頁（2018） (<https://www.jica.go.jp/publication/mundi/1806/ku57pq000029gynt-att/14.pdf>, 2022年10月18日最終閲覧)

³ JICA ラオス事務所 「ラオス概況」 2022年8月 (https://www.jica.go.jp/laos/ku57pq00000468zk-att/summary_202208.pdf, 2022年10月18日最終閲覧)

(位置情報 /Google Map)

<https://www.google.com/maps/place/ルアンナムター>

[/@20.9315333,100.5863533,9z/data=!3m1!4b1!4m5!3m4!1s0x312a2fce74936097:0x939acd3e8c0c4f4d!8m2!3d20.9170187!4d101.1617356](https://www.google.com/maps/place/ルアンナムター/@20.9315333,100.5863533,9z/data=!3m1!4b1!4m5!3m4!1s0x312a2fce74936097:0x939acd3e8c0c4f4d!8m2!3d20.9170187!4d101.1617356)



(出典 : maps Laos. <https://ja.maps-laos.com/>)

第3 ルアナムター県司法局 リーガルエイドオフィス

1 視察先概要

法律扶助政府令⁴ 2条において、法律扶助（リーガルエイド）とは、貧困者、障害者、特別な保護を必要とする子ども、弁護士の支援を必要とする旨法律に記載されている加害者、暴力の女性被害者、人身取引被害者など、支援を必要とする者などに対する無料法的サービスである旨定義している。

同政府令7条においては、法律扶助サービスとしては、①法情報の提供、②法的アドバイスの提供、③法的文書の作成、④訴訟代理の4種類が規定されているが、リーガルエイドオフィスにおいて提供する業務はこのうち①～③の業務である（同政府令8条～11条・これに対し、④は弁護士のみが提供可能な業務とされている）。なお、ラオスでは2018年の同政府令の発布を受けて、リーガルエイドオフィスの設立が全国で進んでいるところである。⁵

本視察訪問先は、ルアナムター県に設置された、このようなリーガルエイドオフィスの一つである。

2 視察日時：2022年1月10日

ルアナムター県司法局のマリフォン局長、ベッサヴァン副局長をはじめとして、同オフィスの方々に当方の視察にご対応頂き、以下のとおりお話を伺った。

3 リーガルエイドオフィス概要

同オフィスの職員は合計3名（所長含む）である。

同オフィスの創設時期は2019年10月25日であるが、その後、すぐにCOVID-19感染拡大時期が重なり、⁶ 活動に困難が生じていた。当該オフィス以外に、ルアナムター県内の他地域のオフィスを合わせ、本件視察調査時点において合計4ヶ所の相談所が存在している。その他、県内のシン郡及びロン郡には設置できておらず、今後の設置を目指しているようである。

2021年の相談件数としては、統計上139件（上記の県内4ヶ所の相談所の総計）であり、土地、家族問題（夫婦、離婚、けんか）が多いという。

同オフィスで実施している無料相談の対象としては、法律扶助政府令の定めるような、貧困者、暴力被害者、女性などの相談を受けている。一般的には、相談者は経済力が低い人が多く、通常の社会人の相談はそれほど多くない。

なお、相談に先立って、相談者の個人情報を確認するものの具体的な収入までは聞かず、職業の確認を求める程度である。貧困者に該当するかどうかなど必要な場合には、相談者の住む村の村長に確認すれば同人の経済的地位を確認できるため、問い合

⁴ 2018年2月28日法律扶助政府令（77号/政府）

⁵ 入江克典「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」ICD NEWS第83号31頁（2020.6）(<https://www.moj.go.jp/content/001325353.pdf>, 2022年10月18日最終閲覧)。

⁶ JETRO「ラオス：ビジネス活動正常化に向けた基本情報」（2022.3.29）(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/covid-19/asia/matome/la.pdf, 2022年10月18日最終閲覧)。ラオスにおいては、Covid-19の感染拡大防止のためのロックダウンが、2021年4月以降、同年11月の実質的解除に至るまで実施されていた。

わせをすることがあるという。

4 相談方法

相談の方法としては来所相談が主であるが、一部、電話相談を受けることもあるという。相談時には、日本での通常の法律相談同様、一方の当事者から相談を受けており、例えば夫婦問題の相談であっても双方同席で相談を受けることはない。

まずは相談員が最初に簡単な聞き取りを実施し、相談内容の概要を把握する。その時点でアドバイスを与え解決可能な問題であれば相談は終了するが、さらに対応の必要がある場合、その後、所長が追加の相談対応を行う。相談時間としては、事前情報が何もない場合であっても、冒頭の聞き取りから1時間程度が通常である。

2020年のラオス民法典施行以降については、家族関係については、同オフィス内でも民法典の規定に基づいてアドバイスすることもあるとのことである。

相談時の処理方法はケースバイケースであるが、例えば、家族問題の場合は、仲直りをするよう示唆したり、村落調停を紹介したり、裁判での解決を教示したりなどしている。土地問題の場合は、関係部署へ行くようにアドバイスすることもあるという。

なお、労働問題の争いで弁護士を委任したいと相談されたものの、ルアンナムター県内には弁護士がいない⁷ので、隣のウドムサイ県へ連絡するように伝えたケースがある。とはいえ、リーガルエイドオフィスとしては、同オフィスで相談を受けている限り、弁護士紹介が必要なケースはさほど多くないというのが実感らしい。

5 ルアンナムターでの課題⁸

(1) 遠方の相談者へのアクセス⁹

リーガルエイドオフィス相談の宣伝方法として、各郡において、デスクを設置して行う広報イベントを通じ普及活動を実施している。県司法局の普及課でも法令と共にリーガルエイドオフィス相談の周知を実施している。ただし、本件視察時点においてはラオスにおけるCOVID感染拡大の最中なので、普及活動を行うことが現実的に難しい状況にあるということであった。

そのため、遠隔地については、同オフィスの活動について未だ周知できていないところもあるが、逆に、普及活動を実施し周知が行われている地域からは、例え遠方であったとしても直接オフィスまで相談に来ることが多いとのことであった。遠方の相談者にとっては、電話相談が可能であったとしても、電波状況すらも良好で

⁷ 入江「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」前掲注5、23頁。同著が指摘するように、ラオス弁護士会所属の弁護士の大多数がヴィエンチャン首都所在であり、地方の弁護士数が極端に少ないという問題がある。

すなわち、委任のみならず、対面による弁護士からの法的アドバイスの提供も極めて困難である。

⁸ 阿讃坊明孝「各国プロジェクトオフィスから」ICD NEWS第92号124頁(2022.9)(<https://www.moj.go.jp/content/001381613.pdf>, 2022年10月18日最終閲覧)。

ラオスに限られないが、首都と比較し、地方は飛行機や電車でアクセスできる場所は限られ、陸路では移動に長時間を要し、移動コストも上がり、必ずしも容易に移動できるとは限らないため、情報伝達について大きな影響が生じる。これは、地方県の中心都市と遠隔地にある町との間の情報伝達事情についても同様である。オンライン環境整備についても、遠隔地であればインフラが整っておらず、類似の状況が見られ得る。

そのため、県内隔々までの情報の伝達は容易ではない。研修についても同様である。

⁹ 本稿第2 ルアンナムター県概要参照。県の広さと人口密度の低さ、加えて交通事情の悪さによる市民へのアクセスの困難性を考慮する必要がある。

はなく電話相談が難しいエリアがある。

(2) 法律相談についての認知度

法律扶助や法律相談という分野はラオスでは比較的新しく、市民の中にはその存在を知らない人も多い。

しかしながら、同オフィスとしては法律相談の潜在的必要性は高いと考えており、将来的には相談件数も多くなると想定している。同様に、弁護士への関与についても、将来的には必要性が高まってくると考えられている。その為、県司法局としてもリーガルエイドオフィスの活動についての市民への普及を引き続き積極的に継続していく考えである。

(3) 法律の理解度

同オフィスでの相談時には、民法典施行以降は法律の条文を見て相談するようにしている。インターネットの繋がるエリアではフェイスブックを通じて相談者が民法典の情報を得ていたりするため、相談員も適切に対応しなければならない。¹⁰ そのためにも相談員が民法典を勉強中だが、単独では理解や勉強が難しいとのことである。

また、相談員が法律の普及や研修を受けていないと、一人一人が民法典の内容を異なって解釈したり理解したりしてしまうという懸念がある。しかしながら、遠方では研修の機会がない。そのため、ルアンナムターで開催される研修¹¹については重要な機会であると考えているようである。

可能であれば、民法典等について中央から法律の研修を受けた後、ルアンナムターの人たち自身が、県内の中心部だけではなく更に地方のエリアへ再普及できたらよいと考えているが、それを実現する予算がなく現実には実施できない状況である。仮に予算があったとしても、雨季にはアクセスが悪く乾季にしか訪問できない場所もあったりするなど、ルアンナムター中心部以外の地方のエリアへのアクセスは非常に難しい。オンラインを用いての会議や普及を検討しようとしても、県内中心部以外はインターネット環境が悪く、実現は容易ではない。仮に地方においてインターネットが使用可能であったとしても、地方の人たちにとってはその使い方もわからず、オンライン会議には容易にアクセスできないと思われるとのことである。

¹⁰ (特にスマートフォンを通じての) オンラインによる市民への法情報提供の有用さを示唆するものである。なお、ラオスではフェイスブック利用者数が非常に多いというのが実感である。

¹¹ 2022年1月11日～13日開催のJICA法の支配発展促進プロジェクト支援による民法典普及会議(ルアンナムター県)。首都ヴィエンチャンからプロジェクトメンバー(最高裁、最高検、司法省、ラオス国立大学所属)がルアンナムター県中心部を訪れ、裁判官、検察官、県司法局など、法律実務家等に対する民法典の研修を実施した。

(リーガルエイドオフィス外観・県司法局。県司法局の建物向かって左端にリーガルエイドオフィス入口があり、その中に受付と相談室の2室のみが存在する。)



(リーガルエイドオフィス入口)



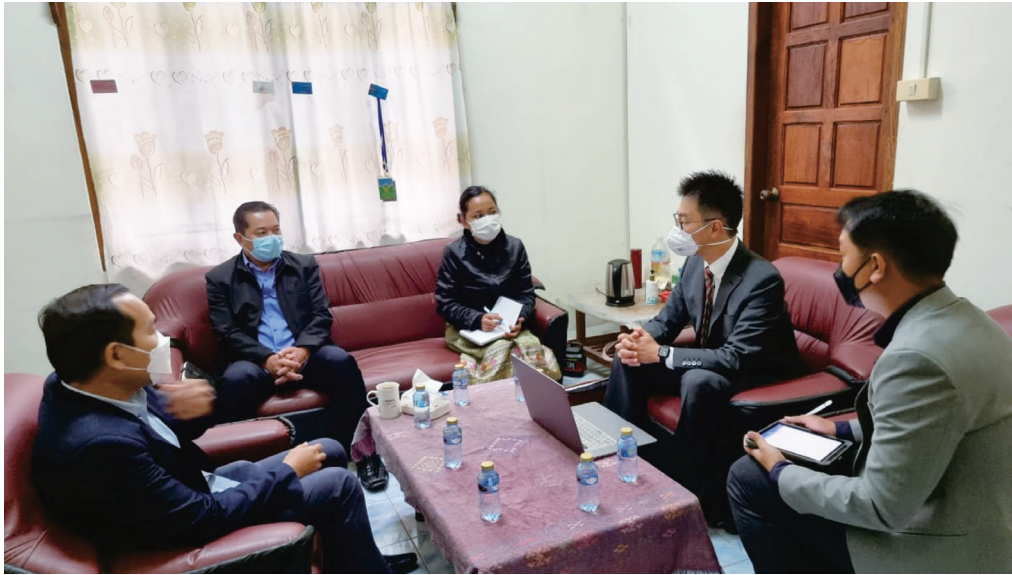
(リーガルエイドオフィス受付)



(リーガルエイドオフィス所長相談室。受付のすぐ奥に位置する。)



(県司法局内における面談の状況。左から2番目がルアンナムター県司法局のペッサヴァン副局長)



(ルアンナムター県司法局マリフォン局長への表敬)



第4 ルアンナムター県人民裁判所

1 視察先概要

ラオスの裁判所の組織としては、①最高人民裁判所（首都ヴィエンチャンに1ヶ所）、②地域人民裁判所（中部：首都ヴィエンチャン、北部：ルアンパバーン、南部：チャンパサクの計3ヶ所）、③首都人民裁判所及び県人民裁判所（首都ヴィエンチャンに1ヶ所、及び全国17県に各1ヶ所の計18ヶ所）、④地区人民裁判所（各県内に複数設置）がある。¹²

今回の視察先は、このうちルアンナムター県所在のルアンナムター県人民裁判所（上記③）であり、日本の地方裁判所に相当するものである。

2 視察日時：2022年1月10日

ルアンナムター県人民裁判所（以下「県裁判所」と言う）の見学をさせて頂いた際、同裁判所のカムソーン副所長に以下の通りお話を伺った。

3 裁判所の人員構成

ルアンナムター県内には、県人民裁判所のほか、2つの地区人民裁判所が存在する。

県裁判所では31名が勤務しており、その中には長官1名、副長官3名、裁判官2名、裁判官補9名、書記官3名が含まれる。

裁判官は、県内外で転勤はない。仮に増員が必要な状態であっても、新人を首都など他の地域から配転してもらうことはなく、県内の裁判官補がルアンナムター県の裁判官になるのが通常であるとのことである。県裁判所には、ベトナムの大学卒2名、ベトナムの大学院卒1名がいるが、それ以外はラオス国内で勉強をしてきた者である。

4 取扱事件（2021年）及び事件処理

刑事：第一審139件、控訴審4件。麻薬事犯が多い。

民事：第一審11件、控訴審5件。土地の所有の争いが多い。¹³

商事（消費貸借契約の争いが多い）、少年（麻薬と窃盗の件が多い）、労働、家族：各数件。

法廷の開廷日は通常金曜日で、年間平均では合計200件程度の事件を取り扱う。これを2名の裁判官で担当し処理することとなるが、裁判官補9名が事件処理を手伝うことから、実質的な裁判官一人の負担は一年あたり20件程度であるとのことである。

裁判を担当する合議体の構成としては、裁判官2名のほか、合議体の長を県裁判所の長官か副長官が担当するため、彼らの負担が過大である。それゆえ、事件処理を進

¹² The People's Supreme Court of the Lao PDR 「A map of the location of the People's Court through the country (2020) (https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=pfbid0vJscoo49cVkXhaTWe9wgLddKJRY4x7dHFXUDLMDKWs7ZgiKRbsZNaK-SACHXSXPa8l&id=252553605526998&sfnsn=mo, 2022年10月18日最終閲覧)

¹³ 刑事事件に比較し、民事事件の取り扱いの少なさが目を引く。

める上で和解による解決の重要性が高い。

5 ルアンナムター県特有の事件

県中心部では土地関連紛争が多い。登記簿の記録上において複数の土地同士が重複しているために土地所有者間で争いになるケースや、登記簿がない土地の所有権を主張する争いなどが多く、裁判所にとっても解決が難しい問題である。

県内で遠隔地の事件としては、国境近くでの麻薬事件の件数が多い。

ルアンナムター県内には弁護士は一人も存在しない。¹⁴ しかしながら、裁判所としては弁護士がいない裁判が通常であり、弁護士の関与がなくとも事件処理上さほど問題はないと感じているとのことである。¹⁵ 事件によっては、隣県所在の弁護士が事件を担当することもある。

6 裁判所の課題

(1) 法律の研修・普及の問題^{16 17}

裁判官に対する民法典や法律の研修の機会が少なく、そのような研修の需要が高い。最高裁が計画し実施しない限り、ルアンナムター県内の裁判官は法律の理解向上のための研修が受けられないが、予算の関係もあり実施は容易ではない。そのため、当地で開催される研修¹⁸は、県裁判所からも数名参加することができ、裁判官の研鑽を行う良い機会だと考えている。

将来的にオンラインでの研修実施の可能性を考えたとした場合、ルアンナムター県では現時点で個人レベルではオンライン会議参加経験がないため、実施には相当の困難を伴うと考えられる。携帯電話なら所持している者も多いが、P Cの所持率は低い。

(2) 機材・備品の問題

県裁判所の機材・備品としては、事務用P C、コピー機が不足している。特に稼働できるコピー機は1台のみであり、もう1台は故障している。県内のさらに地方に所在する地区裁判所には、そもそもそのような機材がない。地区裁判所の1つは建物が未完成であり、また、机等の設備すらない。裁判所に本はあまりなく、裁判

¹⁴ 入江「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」前掲注7、23頁。

¹⁵ この点は特筆すべき指摘であり、様々な理由が考えられる。弁護士に邪魔のされない裁判所の自由な訴訟指揮や事実認定が可能であると考えられる反面、弁護士による当事者の主張・証拠の整理、及びその結果としての裁判手続迅速化等のメリットを感じられていない可能性がある。

¹⁶ 田中嘉寿子「法整備支援活動における成果物の普及活動について」第9回法整備支援連絡会

191頁-192頁(2008.1.18)。同著が指摘するように、研修等により、民法典を含む法律を地方の裁判官等法律実務家に適切に普及するには、民法典が全ての裁判官等にとって入手できるようにするのは当然のこと、民法典の概要を伝えるのみではなく、その内容を理解し実務で運用できるレベルにまで達する必要がある(更には、民法典を自らの手で改訂できるまでに至るのが最適である)。

しかしながら、短期間の研修のみでこのレベルに達することは困難であり、国家における法の支配の発展には長期的な計画が必要であると考えられる。

¹⁷ 松元秀亮「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」ICD NEWS第35号39頁-40頁(2008.6)(<https://www.moj.go.jp/content/001142716.pdf>, 2022年10月18日最終閲覧)。同著が指摘するように、人材育成は長期的な取り組みが必要であり、実務に活かせるレベルに達するには繰り返し研修の機会が与えられることが重要である。ただし、資金的な問題は避けられない。

¹⁸ 前掲注11

官が使用すべき文献が不足している。仕事上、法律情報については（国会、ラオオフィシャルガゼット^{19 20}の）2つのウェブサイトを参照することが多いと言う。

（ルアンナムター県裁判所）



¹⁹ Ministry of Justice 「Lao Official Gazette」 (<http://laoofficialgazette.gov.la/index.php?r=site/displaythemostrecentxx&category=-Legal%20Document%20Consultation>, 2022年10月18日最終閲覧)。

²⁰ ラオスにおける法律制定時、国民議会が承認し、国家首席が公布した後に官報掲載され、原則として官報掲載後15日後に法律が発効（施行）する。この官報掲載は、当該ウェブサイトに掲載することとされている（2015年憲法60条）。

(大会議室)



(法廷。調停用のセッティング中である。)



(県裁判所における面談の状況。写真右側がルアンナムター県裁判所のカムソン副所長。)



第5 おわりに

以上の通り、ラオスにおける Access to Justice の状況に関連し、本稿においてはルアンナムター県内2機関の視察調査の結果を報告した。ラオスにおける地方の司法の状況ないしは紛争解決へのアクセスの状況に関し、各機関の抱える問題点や困難点、現状理解に寄与することができれば幸いである。次稿では、同様にサワンナケート県内2機関について報告する予定である。